

垂水市庁舎建設に関する住民投票条例をここに公布する。

令和2年7月10日

垂水市長

垂水市条例第18号

垂水市庁舎建設に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、現行の庁舎建設計画について、住民の賛否の意思を確認することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するために、次に掲げる選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(1) 現行の庁舎建設計画に賛成

(2) 現行の庁舎建設計画に反対

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を垂水市選挙管理委員会に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して60日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の投票日を決定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）

第 28 条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の資格を有しない。

(投票の方式)

第 6 条 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票人の自由な意思に基づき、賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

(投票所における投票)

第 7 条 投票人は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票することができない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号をともに記載したもの

(3) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確
認し難いもの

(4) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(5) 白紙投票

(情報の提供)

第 9 条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、庁舎建設計画に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(投票の促進)

第 10 条 市長その他関係機関は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第 11 条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉する行為

(2) 住民の平穏な生活環境を侵害する行為
(投票及び開票)

第 12 条 全各条に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第 13 条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 14 条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して 90 日を経過した日にその効力を失う。